

The Sending Process of Korean IT Engineers and the Reception of the Highly Skilled in Japan: Focusing on the Rapid Increase in the 2000s

SUN Wonsuk *Chuo University*
MATSUSHITA Namiko *Hitotsubashi University*
KURATA Yoshiki *Hitotsubashi University*
TSUZAKI Katsuhiko *Shitennoji University*

Key Words: international labor migration of highly skilled, Korean IT engineers, management of sending process

Despite the expansion of the highly skilled labor migration in recent years, academic researchers have not yet solved much about the mechanism of their migration. In the 2000s, the number of foreign engineers increased in Japan, in the IT sector above all. Why did the number of foreign IT engineers increase rapidly in this period?

In order to answer this question, the authors have done a field research focusing on the migration mechanism of the Korean IT engineers working in Japan. We found that there were three main factors that caused the rapid increase in this period. Firstly, after the 1997 economic crisis, the Korean government took a strong policy initiative for the overseas business development and for the sending of young qualified job seekers abroad. Secondly, Korean IT engineers had already started to work in Japan in the 1980s, and some of them had established their own venture firms. These firms could provide good employment opportunities for the newly coming Korean IT engineers in the 2000s. Thirdly, from the outset, these IT engineers had a high orientation to work overseas. Furthermore, owing to the linguistic and geographical conditions, it was easy for them to establish a convenient social network between Korea and Japan.

Our research shows that we need to investigate more about the situation of sending countries in the study of highly skilled migration, apart from such a popular argument as ‘War for Talent’ among receiving countries.

投稿論文

公立学校の日本語指導員が現実を果たす多様な役割 ——愛知県豊田市の事例から

山本 直子 *慶應義塾大学大学院博士後期課程*

キーワード: 外国につながる子ども, 日本語指導員, 社会福祉

日本では、「出入国管理及び難民認定法」が改正された 1990 年頃から外国人の増加が目立ち始め、現在では非常に多様な外国につながる子どもたちが学齢期を日本社会の中で過ごしている。こうした子どもたちのうち、日本の公立学校に通うことを選択する者は少なくない。しかしながら、学校を始めとした日本の社会制度は、様々な事柄が外国につながる子どもやその家庭が置かれている状況に即したものとはなっていないのが現状である。このような状況の中、様々な困難を抱える子どもたちをあらゆる面でサポートする役割を担っているのが、「日本語指導員」等と呼ばれる、地方自治体により独自に採用されている非常勤の公務員である。本稿は、外国につながる子どもたちに対して、日本語指導員が現実果たしている役割に注目し、愛知県豊田市を調査対象地域として実施した聞き取り調査によって、教育現場において日本語指導員が行政側の想定を超え、行政文書では予定されていない多様な役割を担っている実態を明らかにした。すなわち、日本語指導員は、典型的な日本語指導や通訳といった職務に留まらず、児童・保護者と学校との間の橋渡し役として、両者の意思疎通の円滑化等に尽力しており、さらに問題を抱える児童・保護者を外部の専門家になくといった役割等も果たしていたのである。

1 はじめに

国境をまたいだ人々の移動は近年になってますます増加し、世界のあらゆる場所で人種・民族・言語・文化の多様化が進んでいる。日本においても、「出入国管理及び難民認定法」が改正¹された 1990 年頃から外国人は増加し始め、2013 年 5 月の段階で、外国人登録者数は 192 カ国から 203 万 3656 人²となっている。こうした外国人の増加は、必然的に外国人の子どもの増加を伴う。従前から日本で生活していた在日韓国・朝鮮人の子どものに加え、インドシナ難民の子ども、中国帰国者の子ども、90 年以降に急増した主に南米を中心とする日系人の子ども、国際結婚の子ども等、非常に多様化した「外国につながる子どもたち」³が、学齢期を日本社会の中で過ごしている。しかしながら、日本ではそもそも国の教育政策として公立学校に多様な背景を持つ子どもを受け入れ

るという前提はなく、教育内容、学校の中での生活指導のあり方、不登校・不就学、進路に関する対応等の様々な事柄が、外国につながる子どもに即したものとはなっていないのが現状である。

こうした状況において、外国人住民が集住する自治体の多くでは、公立学校に通う外国につながる子どもたちに対して、学校内部に入り込み、日本語の指導を中心とした様々なサポートを行う職員を独自に雇用している。このような職員は、それぞれの自治体のニーズによって仕事内容や設置根拠、待遇等は多様であり、その名称も、仕事の内容に合わせてサポーター、日本語支援者、巡回指導員、バイリンガル教員、バイリンガル相談員等々である。数少ない先行研究でもこうした職員に対して用いられる用語は統一されていない⁴が、本研究の対象地域である愛知県豊田市では、このような職員に対して「日本語指導員」という呼称が使用されており、また、全国的に見てもこのような職員に求められる中心的な職務は日本語の指導が占める部分が大きいこと等から、本稿では以下、こうした職員を「日本語指導員」と呼ぶこととする。本稿では、公立小中学校に勤務する日本語指導員が現実には果たす多様な役割の実態を明らかにすることを試みる。

外国につながる子どもたちをめぐるのは、様々な角度からの研究が蓄積されてきている。阿久澤は、外国人の子どもを受け入れた学校の対応は、学校生活を成立させることに主眼が置かれており、国の「外国人子女教育」施策のほとんどが日本語と社会適応の指導に関するものであることを指摘している（阿久澤、1998：98-99）。太田は、こうした「日本語指導」や「適応指導」は、結局のところ日本の学校が「変質」してしまうのを防ぐことを目的とした「日本人」のための営みに過ぎず、「日本人と同様に取り扱う」という原則に従った日本の学校の対応は、外国につながる子どもたちの独自性を奪い去る「脱文化化教育」であるとして批判する（太田、2000：25-26）。教師による外国人を特別扱いしない制度や、名前の取り扱われ方に代表されるような日本の学校文化や行政システムに多くの問題が潜む（ハタノ、2009）にも関わらず、外国につながる子どもたちは、学校生活を送ることができる日常会話ができさえすればその他の問題は捨象され、学校や地域で周辺化される力が働いてきたことが問題視されてきた（志水・清水、2001；清水、2006）。

児島は、こうした先行研究の流れの中では、学校文化自体の変容の可能性については具体的に論じられてこなかったことを指摘し、そのうえで、「学校は、ニューカマーの子どもたちに対して強力な同化圧力が働く一方で、それに疑問を投げかけ対抗する諸力が内側から生成され、それらが互いにせめぎ合う場」であるとする。そして、日本語指導員（児島の研究では「日本語教師」という語が用いられている。）を、学校文化の変容の境界枠として捉え、彼／彼女が学校内の教師としての自己を、他の教師と外国につながる子どもとの間の「パイプ役」として定義し直すという「戦略」により、従来の学校文化における境界枠を越える「場」を創り出そうとしている様子を捉え、学校文化も内側から変容しつつあると論じる（児島、2006：177-196）。児島の研究において見られるような、日本語指導員を学校文化の変容の契機として捉える視点は本研究に大きな示唆を与えた。しかしながら、日本語指導員は、実際には、児島（2006）でみられるような教師と子どもとの間の「パイプ役」としての機能のみでなく、後述のとおりさらに多様な役割を果たしているのである。

外国につながる子どもたちが学習困難に陥ったり、就学や進学を断念したりする背景には、「文化の違い」や「日本語能力の不足」という問題のみでなく、所得が低く生活基盤が安定していない

家庭で生活している場合が少なくない（樋口、2011：14）ことや、厳しい生活から、家族の子どもの教育への関心が不十分になりがちなこと（宮島、2002：139-140）があると指摘されている。すなわち、子どもの教育に関する問題を考える際には、その子どもが抱える言語や文化だけではなく、その子どもを取り巻く家庭環境や生活環境等も含めた複合的な視点を持った支援が必要なのである（門田ほか、2012：23-25）。そのような視点での支援は、学校文化のみならず多文化社会としての日本の変容の契機となる大きな可能性を秘めており、こうした観点から、日本語指導員が教育現場において果たしている役割についてさらに詳細かつ具体的な研究が必要とされる。

この点、佐久間は、外国人家庭と学校の間で多様な支援を行う職員の存在とそうした役割の重要性を度々指摘している（佐久間、2005、2007、2011）。2006年には外国人集住都市会議に参加する自治体に調査を行い、「外国人児童・生徒に日本語を教えたり、外国人家庭と学校のなかに入って進学の相談や通訳をしてくれる」非正規の職員が、調査対象の18自治体のうち17の自治体で雇用されていることを明らかにしている（佐久間、2007）。佐久間の調査は、本稿で取り上げる日本語指導員と同じような役割を果たす職員の自治体での雇用状況を量的に把握するものであったといえるが、本稿では日本語指導員が教育現場において果たしている役割について、具体的な事例とともにその実像をさらに詳細に明らかにする。

本研究では、2012年5月から11月にかけて愛知県豊田市の公立小学校に勤務する6名の日本語指導員を中心的な対象として聞き取り調査を行った⁵。6名の属性は表1に示すとおりである。この6名の日本語指導員に加え、小学校校長1名、小学校教頭1名、豊田市教育委員会学校教育課職員1名にも聞き取り調査を行っており、彼らからのインタビュー結果、筆者の豊田市立X小学校および豊田市立Y小学校における授業見学、各関係機関から入手した各文書を基に、日本語指導員の実態に迫った。なお、インタビュー調査は半構造化形式を用い、それぞれに対して1～2時間かけて行っている。

表1 聞き取り調査を行った日本語指導員の調査時点での属性一覧（筆者作成）

	勤務形態	経験年数	国籍	年代・性別	外国人支援に関する活動
Aさん	常駐	20年以上	日本	50代女性	外国人青年の保護司、3年間の海外暮らし
Bさん	常駐	5年半	日本	20代女性	外国語学部出身、1年間の海外留学、地域での日本語指導、母語指導
Cさん	常駐	—	外国籍	女性	地域の外国人相談、地域での日本語支援
Dさん	巡回	3年半	日本	30代女性	外国人学校職員の経験、10カ月の海外留学、日本語指導員、医療通訳
Eさん	常駐	10年半	外国籍	30代女性	母語指導の経験あり
Fさん	常駐	5年半	外国籍	30代女性	—

調査の対象地域として豊田市に焦点を当てた理由は、①全国でも有数の外国人集住地域であること、②日本語指導員が50人と、他の自治体と比較して多いため、様々な事例を集めやすいだろうと判断したこと、③他地域ではあまり見られない、常駐・月給制の日本語指導員と、他地域にも多い巡回・時間給制の日本語指導員の両方が採用されており、今後の日本語指導員の方向性を考察す

るのに適していると判断したこと、の3点による。また、インタビューの対象を小学校の日本語指導員に絞ったのは、小学校の方が中学校に比べて学区が小さいため、一つの地域の中で複数の学校を比較できること、および中学校と比較して学校と家庭との距離感が近く、日本語指導員と外国につながる家庭との間の事例を考察するには適していると判断したためである。

2 日本語指導員をめぐる国と地方の動き

外国につながる子どもへの支援に関する国の方針を概観すると、大きく分けて二つの軸が見られる。一つは、日本語の指導に重点を置くもの、もう一方は、進路指導や生活指導等日本語の指導以外の支援に関心を置くものである。

前者については、1992年から日本語教育担当者として教員の加配⁶を実施し、その後も日本語初期指導の教材開発やJSLカリキュラムの研究開発、日本語指導教員の講習等を行ってきた。さらに、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」（2010年11月1日初等中等教育局長決定）および、その後に設置された「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（2012年4月11日初等中等教育局長決定）において、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るための具体的な教育施策を検討する等、様々な対策が講じられている⁷。

一方で、後者に関する施策は近年までほとんどなされておらず、ようやく2007年9月に「生活者としての外国人」の教育問題を明らかにするため、文部科学省に「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」が設けられた。2008年度には、「家庭と学校との間に立ち、日本語指導や進学相談にのる人材」である『専門支援員』を有償ボランティアの形で自治体に配置するための予算措置が講じられた⁸ものの、自治体の認知度は低く、あまり活用されていなかった（佐久間、2011：52-55）。2009年になると、内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置され、同年12月には文部科学省に「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」が設けられた。文部科学省は、この懇談会での提言内容をもとに検討事項を定め、進捗状況についての報告をこれまでに4度公表している。その第1回目の報告書で、日本語指導員に関する補助金について言及されており⁹、この中で、「定住外国人児童生徒や親の相談相手になり、日本語能力が不十分な親の支援を行う要員の配置が必要」とし、「たとえば、バイリンガルその他の専門的能力を有する人材とスクールソーシャルワーカー等の人材の連携が必要」として、「帰国・外国人児童生徒受け入れ促進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業）」という名目で98億1,300万円の予算をつけることが決定された。これにより、それまで地方自治体が独自の財源で行っていた日本語指導員等の配置に係る費用の3分の1を国が負担することとなったのである。

このように国としての対応は、既に設置されている自治体の日本語指導員に補助金を出すことが決定されてはいるものの、それ以外の動きはこれまでのところほとんど見られない。すなわち、依然として、外国につながる子どもの家庭と学校の間に入って様々な支援を行っている職員について、実態を踏まえての十分な検討がなされているとはいえず、全国的な指針等が整備されないまま、そ

の運営等に関しては各自治体に委ねられているという状況に変化はない。しかしながら、現場で実際に活動している日本語指導員について検討すると、補助金を支給するだけでは解決されない様々な課題が見受けられた。以下では、聞き取り調査で明らかになった愛知県豊田市を具体的な事例として日本語指導員の実態を見ていきたい。

3 豊田市における日本語指導員の制度上の担保および職務の実態

(1) 豊田市の概要

愛知県豊田市は、総人口422,787人（2013年9月1日現在）¹⁰、面積918.47平方キロメートルの中核都市である。人口は名古屋市に次いで県内2番目、面積は県内1位の規模を誇る。市の中心部にはトヨタ自動車の本社やその工場が拠点を構えており、自動車関連の工場等で働く外国人が多く暮らすことでも知られている。2013年5月の時点で、外国人住民の数は13,192人¹¹、リーマンショックの影響で数は減ったとはいえ、総人口に占める外国人の割合は3.12%と全国的にも高い数字となっている。市の北西部に位置する保見団地は、全国有数の外国人集住地域として知られ、この地域の住民の約半数が外国籍となっている。ブラジル人やペルー人は特定地域に集住する傾向があることはしばしば指摘されているが、豊田市においても、外国籍児童の割合が6割を超えるような学校がある一方で、全く在籍していない学校もある。昨今では市南部や他の地域にも中国人、フィリピン人等による新たな集住エリアが形成されつつあるものの、いずれも保見地域ほどの規模ではなく、市内の外国人の約4分の1が暮らす圧倒的な集住地域である保見団地に行政やNPO等の支援が集中している状況である。ブラジル人の多さに加えて、特定の地域に集住しているというのが豊田市内の外国人に関する状況の大きな特徴であるといえる。団地内には市立X小学校と市立Y小学校、団地から少し外れたところに市立Z中学校がある。保見団地近隣のこの3校が豊田市内でも特に目立った外国人児童の集中する公立学校である。

(2) 豊田市における日本語指導員の制度概要

豊田市が実施する外国人政策の中でも、中核となる事業が日本語指導員である。日本語指導員（正式には「豊田市学校日本語指導員」）は、1990年代に豊田市内の小中学校に急増した外国につながる子どもたちへの対応のために、1991年度から設置された。その身分は、地方公務員法3条3項3号に規定する非常勤特別職である。先に述べたとおり、日本語指導員は国の制度ではなく、その設置に関して法令（法律、政令および省令）での定めがあるわけではないため、自治体によっては条例に規定がなされず、行政の内部文書である要綱で定められているに過ぎないケースも多い。豊田市においても、日本語指導員は「豊田市学校日本語指導員設置要綱」（以下「設置要綱」と略す。）に定められているに過ぎない。

豊田市における日本語指導員は、豊田市独自の初期日本語指導教室である「ことばの教室」で勤務する指導員（7名）と、市内の公立の小中学校と特別支援学校に勤務する指導員（43名）の2種類に大別することができる。このうち本稿で取り上げるのは、後者の公立小中学校と特別支援学校

に勤務する日本語指導員である。市内の公立小中学校と特別支援学校に勤務する日本語指導員はさらに、常駐（13名）と巡回（30名）に分かれており、常駐の日本語指導員は外国につながる子どもが特に多い保見地区の学校に配置されている。

外国籍の日本語指導員が多く、全50人のうち、外国籍を有する人は26人である。日本語指導員のほとんどが女性であり、全日本語指導員のうち、男性は2名のみである。外国語の能力、日本語教育の能力、多文化教育に関わる知識等、多岐にわたる高い能力や知識が問われる職種であるにも関わらず、報酬はそれほど多くないこと等が女性化を生み出していることの原因として推測される。言語は、ポルトガル語、中国語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語および英語に対応している。もっとも、委嘱の条件には、特別な資格や能力に関する規定はない。教員免許を持っていることも必要とされず、学歴、日本語指導能力、日本語能力に関する資格も求められていない。委嘱期間は1年である。委嘱期間終了後には、市内の外国人児童の在籍状況や本人の希望により契約の更新が可能である。契約更新の年数制限はない。

佐久間の2006年の調査では、日本語指導員は、採用に際して特別な資格が課されていない場合が多いことや、ほとんどが1年ごとの有期雇用である等、雇用体系が不安定であることが報告されており（佐久間、2007）、豊田市における日本語指導員に関する制度概要も他地域の状況と大きく異ならないものと推測できる。

給与体制は、常駐日本語指導員は月給制（月額252,000円）、巡回指導員は時間給制（1時間当たり1,800円）である¹²。賞与や昇給はない。時間外勤務に対する残業手当が定められてはいるものの、実態としては雑用による残業は申請がしづらく、行事が重なる時期には正規業務としての翻訳であっても自宅に持ち帰って行う等して対応している例もある。年次休暇、夏季休暇、選挙休暇、裁判員等の休暇、忌引きが有給で付与される他、無給ではあるものの、産前産後休暇、育児時間、生理休暇も認められている。

なお、2009年以前には、常駐の日本語指導員も時給制であり、夏休みや冬休み等、児童が学校に来ない時期には仕事がなく、給料のない月もあった。これが2009年に月給制となり、特別休暇に関する制度も整備される等、正規の公務員に比べれば見劣りする点は認められるものの、労務環境の改善がなされていることは確かである。しかしながら、巡回の日本語指導員の報酬は依然として時間給のままで、夏季や冬季には給料のほとんどない月がある状態が続いていること等をみると、日本語指導員の待遇は、決して恵まれているとは言えない。

(3) 行政側が求める日本語指導員の職務

日本語指導員の職務は設置要綱に定められている。以下は、現行の設置要綱の第4条の抜粋である。

第4条 学校日本語指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 外国人児童生徒が日本の学校に適応できるよう、学校と協力して日本語指導をはじめとした学習指導、生活指導及び専門機関での通訳や補助を行う。

- (2) 外国人児童生徒及び保護者との連携を深めるため、文書の翻訳や保護者への電話や面接での通訳を行う。
- (3) ことばの教室の管理及び運営を行う。
- (4) 外国人児童生徒に対する教材等の作成を行う。
- (5) 豊田市教育国際化推進連絡協議会等、外国人児童生徒にかかわる施策の業務を行う。
- (6) その他、豊田市教育委員会が依頼する業務を行う。

日本語指導員は上記に示す職務の全てを行うことが求められている。日本語指導員の職務について公式に定めたものは、上記に記載される6項目のみであり、これ以上に細かく職務内容が定められた行政文書は存在しない。上記のとおり、設置要綱において求められる職務としては、日本語指導、学習指導、文書の翻訳、保護者通訳、専門機関での通訳、教材の作成等、児童や保護者の日本語運用能力の支援という側面に重心が置かれていることがわかる。このことは、制度が設置された1990年代当初、日本語指導員に求められていたのは日本語の理解力に乏しい子どもたちに日本語を教えることであったことによると考えられる。以下は、豊田市で日本語指導員という制度が整う以前から、市内小学校でボランティアという立場で日本語指導員のもととなる仕事に就いていた日本語指導員Aさんからの聞き取りである。

私が90年、90年の時は本当にボランティアで行ってたんですけど、91年からは週2回とか3回とかで。国際（＝国際学級）に来る子たちは完全に言葉ゼロの子でしたね。そういう子がどんどんどんどん来たの。毎週のように。で、平成4年に文科省の指定受けて。その時本当にすごかったですよ。（中略）どうやって日本語教えていいかも分からなくてね、積み木とかクレヨンとか、色鉛筆ね。とにかく（自分の一筆者注）子どもが使ったもの持って行ってね、言葉覚えさせようって。計算くらいはさせよう、って言ってね。少し分かる子は加配の先生が見て、新しく来た子はこっち（＝日本語指導員一筆者注）で、とにかくひらがな教えていって。（2012年7月16日Aさん聞き取り）

90年代の日本語指導員の役目はまさにその名のとおり日本語の指導と文化の違う子どもへの適応指導、簡単な計算の指導等が中心であった。Aさんは当時を振り返り、ほとんどの子どもは全く日本語が話せなかった一方で、保護者は日本語ができる人が多かったのだと語る。

本当に毎月のように。だから担任の先生は大変だった。もう言葉分かんないから。みんな言葉ゼロだから。ただね、親御さんは話せる人はいたんですよ、初期の頃は。だから、学校の方が親御さんとはあれだった（意志疎通できた一筆者注）かな。（2012年7月16日Aさん聞き取り）

当時日本語指導員の職務として期待されていたのは、日本語ができない子どもたちへの日本語指導や児童・教員間の通訳であり、この時点では、保護者への通訳は必要とされてはいなかったよう

である。

(4)「日本語指導」の範疇を超えて、児童・保護者と学校を「つなぐ」役割

しかしながら、制度の設置から20年近くが経った現在、日本語指導員の職務は多岐にわたっている。児童への日本語指導や生活指導の必要性が高かった1990年代当初に比べて、現在の状況は変化しているのである。2000年9月より、日本語初期指導教室「ことばの教室」が設置され、日本に来たばかりの日本語の分からない子どもたちは、4カ月程度ここで日本語の初期指導と生活適応指導を受けられることとなったことに加え、国や県による加配教員制度の改善により教員の配置人数も増加している。したがって、制度が始まった初期の頃に比べ、現在の日本語指導員に求められる職務として、児童への日本語指導の占める部分が相対的に低下してきたのである。その一方で、保護者への対応がほとんど必要なかった1990年代初頭に比べて、現在では、文化的背景を異にする保護者への対応の比重が増してきているという。以下はX小学校の教頭からの聞き取りである。

文化の違い等もあるので、通学団とか、結構多いんですよね。「なんで一緒に行かなきゃいけないんだ！」って。日本では安全確保するためにこういうふうになってますから、ってことを説明してもらったり。今日も（外国人父兄が通学団に関する苦情を言いに一筆者注）来てるんです。（2012年10月26日X小学校教頭聞き取り）

2011年にX小学校に転任してきたこの教頭は、赴任直後には、外国人の保護者からの学校への架電の多さに驚いたと話す。日本人児童しかいない他の学校と比較して、保護者からの電話での問い合わせの量はかなり多いという。特に、下校後、子どもから聞いた話をすぐに学校に確認したがる保護者が多いため、夕方の電話が多い。そこで、X小学校では、本来であれば日本語指導員の勤務時間は8時半から4時半までであるところ、あまりの保護者からの架電の多さに、一部の日本語指導員の勤務時間を1時間ずらし、児童の帰宅後の保護者対応もできるようにしたほどである。以下はX小学校で日本語指導員をしているCさんからの聞き取りである。

今保護者がすごく気にしているのは、いじめですね。やっぱりニュースとかで見るので。いじめられているんじゃないか、ってすごく不安なんです。すぐ解決したい、って気持ちがあるんですね。今度学校に行ったときに聞こう、とかってそういう考え方ではなくて、今聞いたところ、子どもがなんか言ったら、すぐ、もう。（2012年10月26日Cさん聞き取り）

X小学校の校長は、以前に比べて住民同士の交流がなくなっている昨今、学校に関する情報が家庭に届きにくい環境になっていると語る（2012年10月26日X小学校校長聞き取り）。日本語指導員は、学校側にとって外国につながる子どもたちに関する情報源であると同時に、そうした外国につながる子どもや家庭にとっても貴重な情報源となっているようである。以下は別の小学校に勤務

するAさんからの聞き取りであるが、X小学校の校長が話すのと同様に、外国につながる家庭への情報が届きにくい環境になっていることをAさんも感じていることがわかる。

今年ね、一人、入学式に来なかった子がいるのね。お母さん来なかったの。でも、その子保育園に行ってるんですよ、だから、どうして、そういうね、情報がないのかな、って思っ。私不思議だった。普通だったら、友達同士「何着ていく？」とか、あるからね。今まではそんなことなかったから、今、お互いに本当に情報ないんだな、って思った。（2012年7月16日Aさん聞き取り）

こうした点からも日本語指導員が学校に関する情報の共有という、日本語指導や通訳という業務を超えた役割を果たしていることが見て取れる。

さらに、X小学校の校長から行った聞き取り調査からは、集団下校や清掃等に関連するような、文化の認識の違いによるトラブル等では、保護者と同じ文化的背景を持つ外国籍の職員や、海外生活の経験がある等保護者の持つ文化に精通している職員から話すほうが解決につながるが多いという話も確認できた。すなわち、「学校の日本人の教員が言ってもだめ」である場合でも、自分たちと同じ文化的背景を持ち同じ言語を話す人物からのアドバイスや注意は受け入れられるケースが多いという。例えば、外国文化を背景に持つ家庭では、学校に対する意識や毎日出席することに対する重要度が日本人家庭の認識とは異なり、「雨が降ったから」、「おばあちゃんの誕生日だから」、「お母さんが歯医者に行く日だから」等、日本社会の一般的な感覚では理解が難しいような理由で学校を休むことがある。このような欠席があった場合に、その家庭の所属する文化の学校に対する一般的な認識を学校側に説明したり、保護者に対して日本の学校文化を伝え、あまり学校を休まないように諭したりする役目も担う。このように、現場では、単に語学能力が秀でているというだけでなく、子どもが属する文化と日本の学校文化の双方に精通し、かつそれを、支援を必要とする人の理解できる言葉で説明する能力が必要とされており、日本語指導員はそのような立場を活かして職務を遂行しているのである。

さらに近年では、日本語指導員が行う支援において、言語や文化の違いといった問題と直接的には関係していない事例も少なくない。以下はCさんからの聞き取り内容である。

色々子どもの面倒とかをきちんと見れない家庭が多いので、学校のほうに学用品とか揃えてこれない子とかいるので、きちんと持たせてくださいね、って言ったりとか。（2012年10月26日Cさん聞き取り）

虐待やネグレクト等といった深刻な問題と、外国を背景に持つこととが複雑に絡み合っているような場合に、日本語指導員が担任とともに解決に向けて尽力しているような事例も見受けられた。

事例 1

小学校高学年の X は、本人は大変まじめな性格で、勉強もできるものの、遅刻や欠席が目立つ。その原因は、生まれたばかりの下の子の世話を任されているためであることが分かり、担任と日本語指導員が母親と何度も話し合いを行っている。(2013 年 5 月 13 日 B さん聞き取り)

事例 2

小学校高学年の Y は、勉強ができるが、遅刻が多い。その原因は、家の手伝いをさせられているためであると分かった。帰宅後はまず食器を洗って、片付けをし、掃除をする、等と遊ぶ時間が全くないほどにすべて決められており、さらにネグレクトと思われるような状況もあることが分かった。また、児童の体にアザが多いことから、虐待も疑われた。日本語指導員と担任が母親と話し合いをしたが、母親は精神的に大変不安定な状況にあることが分かり、父親も含めた話し合いを進めていたが、児童の体のアザがさらに増えたことから、学校が児童相談所へ通報することとなった。(2013 年 5 月 13 日 B さん聞き取り)

これらにみるように、家庭環境が子どもの福祉を著しく害しているような事例について、日本語指導員が担任とともに解決に向けての話し合いに同行している。

以上述べたとおり、児童・保護者の持つ文化的背景の違いから生じる、学校側との認識の違いや誤解の解消に関する事柄に加え、文化的背景の違いに直接的には起因しない問題に対しても、日本語指導員が役割を果たしている。これらの役割は、「児童・保護者と学校をつなぐ」役割ともいえるものである。

(5) 学校生活とは直接関係のない相談への対応

さらに日本語指導員への聞き取り調査を進める中で、日本語指導員は、学校とは直接関係のない相談へも対応していることが明らかとなった。以下ではこのような事例について紹介していく。

日本語指導員が日常の職務のために児童の保護者と直接接するうちに、保護者から生活に関する様々な悩み相談を受けることが多くある。保護者への電話連絡や担任との間の通訳等、日本語指導員としての本来の職務を行っていく過程で、離婚や仕事に関する事等、保護者の個人的な話や生活に関する相談につながっていくケースである。以下は、C さんが学校とは直接関係のない保護者からの相談について語ったものである。

やっぱり保護者の支援は、いろんな悩みとかを持っていらっしゃる保護者も多いので、いろんな話があります。学校に関することや、生活とか、あと、子どもの友達関係とか。(2012 年 10 月 26 日 C さん聞き取り)

巡回で指導を行う D さんも保護者から相談を受けることがあるとして以下のように語る。

(保護者から) 相談がきたので、これはこういうところに相談してね、ってつないだり。自分ではそこまではできないから。話聞くくらいはできるけど。でも、学校外のことはなるべく関係機関につなげるように。関係機関なり、市役所なり、入管なり。あとは、個人的な翻訳を頼まれることはちょこっとあるんですけど。それはもう臨機応変に。どうしてもやる人がいないんだったら、ちょこっとね (やります—筆者注)。(2012 年 11 月 18 日 D さん聞き取り)

上記のように、学校で担当している児童の保護者から学校外での個人的な翻訳を依頼されるケースのほか、学校外で保護者への日本語指導を実際に行っている例も確認された。保見地域の日本語指導員の場合、日本語指導員自身も保見団地に住んでいることが多々あり、学校の職員として保護者と接するうちに、個人的な関係が形成され、学校外でも個人的な通訳や翻訳を頼まれるようになったと話す日本語指導員もいた (2013 年 9 月 14 日 F さん聞き取り¹³)。

以下は、再び D さんからの聞き取りであるが、保護者への電話連絡や担任との間の通訳等、日本語指導員としての本来の業務を行っていくうちに、保護者の個人的な話や相談につながっていく様子が見て取れる。

懇談会とかで会って、もうお別れしたあと、ちょっと残って立ち話とかしたときに、こういうことがあって、こういうことがあって、っていうことはあります。家庭内のこととか。いちいちそれだけのために電話してくることはそこまでないんですけど、よっぽど何か助けを求めてくる以外には。何かの延長線上で、こういうことがあって、ちょっと聞いてほしい、夫婦間で離婚するかもしれない、とか、仕事どうなるかわからない、とか。(2012 年 11 月 18 日 D さん聞き取り)

D さんが「いちいちそれだけのために電話してくることはそこまでない」、「何かの延長線上で」と述べているように、こうした相談事に結びつくケースは、児童や保護者との日常的な関わり合いの中で、話題に上ることが多いということである。

(6) 児童・保護者を学校外部の専門家へと「つなぐ」役割

上記のとおり、日本語指導員は、児童や保護者との日常的な関わり合いの中で、学校生活に直接関係しない相談を受ける機会が多いわけだが、さらに、児童と日常的に接するうちに、児童が抱える問題の可能性に気付くこともある。その顕著な事例が発達障害に関するものである。発達障害が疑われる場合、医療機関や子ども発達センター等において、専門家による診察が行われることになるため、日本語指導員は専門機関での通訳を行うが、本稿で注目したいのは、専門機関での通訳を行う以前に、日本語指導員が果たす役割である。発達障害に関する問題は、専門的知識が求められる難しい問題であり、日本語が十分に話せない子どもの場合、その子どもの母語が分からない教員が「言葉の遅れ」に気づくことは難しい。最終的な判断は医師等の専門家の対応が必要であることは言うまでもないが、日本語指導員は母語での会話を通して子どもの「言葉の遅れ」に気づき、発

達障害の可能性のある子どもを専門機関へ繋げる端緒としての重要な役割を果たしているのである。

つなぐまでの話ですね、どっちかっていうと。もちろん専門家じゃないので、断言はできませんけど、『ちょっと言葉がゆっくりかな、って思うけど、どう思われますか』って先生に聞いて、『そうかも』ってなったら、お母さんにちょっと話して。(中略)(発達障害に関しては一筆者注)グレーな子が多いです。それが、母語が違うからなのか、本当にその子の発達の問題なのか、見分けるのは(難しい一筆者注)。で、そういうのって、母語はすごく話せる子はいて、じゃ、その子、母語がどこまで話せるかって、分かるのは私たちだけじゃないですか。だからそこで、適切に学校側に情報提供しなきゃいけない。学校では『この子は日本語が上手じゃないけどそれは障害なのかな』って話が出た時に、その子の母語の力っていうのはある程度指標になるのかなって思うので、そういう時は本当に単純に、見てる子の間でのだいたいの比較ですけど、『この子は年齢相当話せているんじゃないかな』とか。そうじゃない場合だったら、逆に、『お母さんと話したほうがいい』とか。やっぱりそこはある程度言ってあげなきゃいけないと思う。私が思ってることは言いますし、『でも母語はすごく上手ですよ』とか、『表現できてます』とか、『他の同い年くらいの子と比べても母語もあまりできないし、お母さんともあまり上手くいってないですね』とか。こちらから言ったりします。(2012年11月18日Dさん聞き取り)

聞き取り調査では、発達障害以外でも、日本語指導員が日常で日本語指導や通訳を行う過程で児童と直接接するうちに、児童についての診察の必要性や非行の芽を発見することがあるということが語られた(2012年7月16日AさんとBさん聞き取り)。また、Bさんによると、先に紹介した、虐待やネグレクトが疑われるような事例について、日本語指導員が日常生活で児童と接するうちにそうした問題に気づき、児童相談所や家庭福祉センター等の専門機関につなぐこともあるという。このように問題を抱える児童を専門機関に「つなぐ」ということに関して、日本語指導員が重要な役割を果たしている例が聞き取り調査で明らかとなったのである。

(7) 多様な役割を現実には果たさざるを得ないことに対する戸惑いや葛藤

以上にみるように、日本語指導員は連絡や通訳を行う中で、保護者から直接相談を受けやすい立場にあり、児童や保護者にとって最も身近な社会である学校という場での日常的な接触が、問題の発見や解決に繋がっていくということがわかる。以下に示す語りからは、AさんとCさんの学校という場に対する認識が伺える。

学校が唯一、学校ってすごくやっぱり発信する場所だと思うのね。(中略)わかってもらえるの、一番学校だと思う。(2012年7月16日Aさん聞き取り)

やっぱりいろんな悩みとか不満とか持っていても、それを、話をする人、話相手はいると思うんですけど、それをうまく説明とかできる人はいない、学校しかないと思う。誤解していることを、日本ではこうなんですよ、って説明する人がいない。(2012年11月18日Cさん聞き取り)

外国につながる子どもたちやその家庭が抱える問題に気づき、それを学校やその他の機関へつなぐ役割を果たすことができるのは、学校という場で彼らに直接接することのできる日本語指導員であり、以上の語りではこうした立場の必要性を認識していることが伺える。しかしながら、これまで上記(4)～(6)で述べてきたような日本語指導員が現実に果たしている役割は、設置要綱に明示的に規定されているわけではない。このような点について、BさんとDさんは以下のように語る。

(家庭の話の仲裁に入ることについて一筆者注)なんか、すごいストレスたまる。夫婦間の問題とか。親同士で話してくれればすむことを、こっちが両方の話を聞いて。板挟みになっていたりすると、なんでこんなのやらなきゃいけないんだろう?って。(中略)私個人的な考え方だと、それが子どものためならしょうがないかな、って思う。私、前の主任先生に言われたのが、なんか迷ったら、子どものためになるほうを選ぶように、って。自分たちが楽なほうじゃなくて。どっちか迷ったら。子どものためになるほうを選ばないんじゃない、って。だから、結局子どものためならしょうがないかな、って。そのためにいるし。(2012年10月21日Bさん聞き取り)

個々で起こっていること、結局保護者から直接聞くのは私たち通訳、じゃないですか。そこで、学校では解決できないような、やっぱり生活を含めたようなことなので、そこは、やっぱり市役所につなぐとか、そういうことぐらいしかできないんですよね。体系がもっとね、包括的に見てくれるとが必要だね、って。(2012年11月18日Dさん聞き取り)

ここで語られる「子どものため」という基準は、他の日本語指導員の口からも頻繁に聞くことがあった。例えば、「ちょっとこれを調べてほしい」というような保護者からの依頼に対して、学校生活とは関係のないことであっても、「子どものため」と思えるような事柄であれば引き受けることもあると話す(2012年7月16日Aさん、Dさん聞き取り)。

一方で、日本語指導員の中には、通訳や翻訳といった日本語指導員に求められる本来の役割に徹した活動を行い、それ以外の活動を極力行わないように注意している者も見受けられた。職務内容の詳細に関する質問でも、自分はいくまでも「通訳」であり、担任を通した「通訳」としての仕事しかするべきではない、ということを強調する。以下はCさんの語りである。これまでも示してきたように、Cさんは実際には日本語指導や通訳を超えた多様な役割を果たしているのであるが、職務内容について話すときには度々、「通訳」を超えた役割をすることがないように注意している

様子が伺えた。

私たちは通訳としてコミュニケーションをします。(中略) まあ気を付けていることとかは、担任の先生、外国籍の子どもたちに接するときには、やっぱり言葉が通じる人になじますよね、子どもって。だからそれがないように、あなたの先生は担任の先生、色々悩みとか聞いてくれるのも担任の先生だから、って。通訳はするんだけど、担任の先生に言って、って。それが分かるように。保護者にも、こっちから電話するときは、担任の先生に言われて電話しているんですけど、って一言いいます。(2012年10月26日Cさん聞き取り)

また、Eさん、Fさんに至っては、自身を「通訳」であると言い切り、それ以外の仕事は一切すべきではないとの認識を示した(2012年9月14日Eさん、Fさん聞き取り)。Eさんは、病気等の体調不良、保護者同士の喧嘩、進路の説明等で通訳としての仕事はするが、それは「学校内だけ」であるべきだと語る。このように、職務のうちのどの部分に比重を置き、どこまで行うかという判断は、各日本語指導員の意欲や裁量、能力に委ねられているのが実情なのである。

4 おわりに

豊田市が2011年度に実施した外国人住民意識調査¹⁴では、家庭の悩みごと、行政手続、子育てや教育に関する相談機関を「知っている」と答えた人の割合はわずか全体の10%程度であった。ヤンは、地域の日本語教室が、日本語の支援のみならず、地域の外国人住民の医療、労働、法律等の相談の場としても機能し、多重な役割を果たしていることに言及している(ヤン, 2012)。外国につながる子どもや家庭からは、日本語の運用能力への支援という以上に、様々な生活上の問題に関する支援のニーズが現実にある一方で、そのような相談窓口が未整備であったり、整備されていたとしても周知されていなかったりするため、身近な存在である地域の日本語教室や学校の日本語指導員に生活上の様々な相談が集中してしまっているものと推測できる。また、本稿で示してきたように、子どもや保護者が抱える様々な問題が顕在化するのは、子どもの生活の中心となる学校生活の中であり、子どもや保護者との直接的な関わり合いを通して、多種多様な相談が持ちかけられることが多い。こうした点からも学校の内部で活動する日本語指導員の果たす役割の重要性が指摘できるのではないだろうか。

本稿で取り上げた事例は限定的であり、本調査の対象となった6名からの聞き取りをただちに全ての日本語指導員の状況として捉えることはできない。しかしながら、少なくとも、日本語指導員の中には、本稿で示したように、学校現場において実際には設置要綱に捉われない多様な役割を担っている者もいることは確かである。すなわち、日本語指導員の中には、典型的な日本語指導や通訳といった職務に留まらず、児童・保護者と学校との間の橋渡し役として両者の意思疎通の円滑化に尽力し、また、学校生活とは直接関係しない相談にも可能な限りの対応をし、さらに外部の専門機関に対して、問題を抱える児童・保護者を「つなぐ」といった役割も果たしている者もいるのであ

る。ただし、このように日本語指導員が現実的に果たしている多様な役割を包括的に評価する行政文書や活動指針を示すガイドライン等が存在しないため、日本語指導員の活動は、個々の日本語指導員の意欲や能力や裁量に委ねられているのが現実なのである。そのため、日本語指導員の中には、判断が難しくまた責任も重い内容の役割を果たしているにもかかわらず、その待遇への不満や、問題解決に関する十分な知識がないことについて問題意識や不安を持ち始めている者もいる。

したがって、現状のような日本語指導員が果たしている、外国につながる子どもやその家庭の福祉のための臨機応変な対応を制限しないようにしながらも、個々の日本語指導員の意欲や能力や裁量に委ねられているという状況およびそのことが日本語指導員に不満や不安を与えているという状況に改善が求められていることは確かであろう。

現在の制度的空白を、日本語指導員のような社会福祉や児童心理の専門家ではない非常勤職員が、本来の職務とは別に補っているという現実について、さらなる議論が必要ではないだろうか。

- *1 1990年の改正により「定住者」の在留資格が創設され、日系3世とその配偶者までが制限なしに就労できることとなった。
- *2 法務省 HP 内「在留外国人統計」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html, 2013年9月17日アクセス)
- *3 現在日本に暮らす子どもたちには、親に連れられて外国から来る子どものほか、国際結婚の子ども、日本国籍を有するが外国育ちで日本語ができない子ども、日本生まれ日本育ちの外国籍の子ども、日本と母国との越境を繰り返す子どもなど、日本国籍の有無に捉われず非常に多様化しており、それぞれが固有的教育課題を抱えている。先行研究では「外国人児童」「外国にルーツを持つ子ども」等が使用されることもあるが、日本国籍であっても日本語運用能力に支障をきたす場合等も考慮し、本稿ではこのような多様な子ども全てを含めて「外国につながる子ども」と表記する。
- *4 例えば、佐久間(2007)では、「巡回指導員」や「通訳者」という名称が多く使用されているとされ、児島(2006)では「日本語教師」という語が用いられている。
- *5 インタビュー調査は、豊田市および学校を通して依頼し、紹介を受けた対象者全てに対して実施した。その際、日本人と外国籍の割合に均衡がとれるよう、配慮をお願いした。
- *6 外国人児童の数に応じて学級数プラスアルファで配置される。教育職員免許法4条で定める免許を持つ教員であるが、特に日本語指導や外国文化に関する特別な知識や経験があるというわけではない。
- *7 なお、文部科学省は、本稿でいう「日本語指導員」および教員免許を持つ「加配教員」を含め、「日本語指導担当教員」という呼称を用いている。
- *8 文部科学省 HP 内「外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm, 2013年9月17日アクセス)
- *9 文部科学省 HP 内「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント 現在の進捗状況について 2010年8月31日」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/008/toushin/1297513.htm, 2013年9月25日アクセス)
- *10 豊田市 HP 内「豊田市の人口」(http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ab00/ab01/1199920_7020.html, 2013年9月13日アクセス)
- *11 豊田市 HP 内「豊田市外国人データ集(平成25年5月1日現在)」(http://www.city.toyota.aichi.jp/division/an00/an03/1252144_17396.html, 2013年9月17日アクセス)
- *12 豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第23号)による。

*13 ただし、Fさんは、こうした頼まれごとを学校外で受けた場合にはお断りしている、との話であった。

*14 豊田市 HP 内「外国人住民意識調査」
(http://www.city.toyota.aichi.jp/division/an00/an03/1252143/h23_honpen.pdf, 2013 年 9 月 13 日アクセス)

《参考文献》

- 阿久澤麻里子, 1998「マイノリティの子どもたちと教育」中川明編『マイノリティの子どもたち』明石書店, 88～112 頁
- 太田晴雄, 2000『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院
- 門田光司・富島喜揮・山下英三郎・山野則子, 2012『スクール [学校] ソーシャルワーク論』中央法規
- 児島明, 2006『ニューカマーの子どもと学校文化』勁草書房
- 佐久間孝正, 2005「多文化に開かれた教育に向けて」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, 217～238 頁
- 佐久間孝正, 2007「南米系多住都市における就学の現状と課題—『外国人集住都市会議』参加自治体にみる外国人児童生徒受け入れ施策の格差」宮島喬編『外国人児童・生徒の就学問題の家族的背景と就学支援ネットワークの研究』平成 16-18 年度科研費報告書, 9～25 頁
- 佐久間孝正, 2011『外国人の子どもの教育問題 政府内懇談会における提言』勁草書房
- 志水宏吉・清水睦美, 2001『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティの葛藤をめぐる』明石書店
- 清水睦美, 2006『ニューカマーの子どもたち』勁草書房
- ハタノ, リリアン・テルミ, 2009『マイノリティの名前はどのように扱われているのか—日本の公立学校におけるニューカマーの場合』ひつじ書房
- 樋口直人, 2011『『移住者と貧困』をめぐる日本的構図』移住連貧困プロジェクト (編)『日本で暮らす移住者の貧困』移住労働者と連帯する全国ネットワーク, 9～16 頁
- 宮島喬, 2002「就学とその挫折における文化資本と動機づけの問題」宮島喬, 加納弘勝 (編)『国際社会 2 変容する日本社会と文化』東京大学出版会, 119～144 頁
- 宮島喬・太田晴雄, 2005『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会
- ヤン, ジョンヨン, 2012「地域日本語教室は何を「教育」するか—国の政策と日本語教育と定住外国人の三者の理想から」『地域政策研究』第 14 巻第 2・3 合併号, 37～48 頁

The Multiple Roles of Assistant Japanese Teachers for Children with Foreign Background:

A Study from the Cases in Toyota City

YAMAMOTO Naoko

Keio University

Key Words: multicultural children, Assistant Japanese Teachers, social welfare

This study aims to clarify the actual role played by Assistant Japanese Teachers (AJTs) and issues going forward, based on interviews with AJTs who work at public elementary schools in Toyota City, Aichi Prefecture.

Since 1990, foreign children have become a frequent sight in Japanese public schools. In order to cope with the difficulties facing these children, local governments have independently dispatched AJTs in addition to school teachers. These workers are known by various titles depending on municipality, and they conduct various forms of support for foreign children besides assisting with Japanese language instruction, including through interpretation and consultation as an intermediary between foreign families and schools.

Based on interviews, this study makes clear that the duties of AJTs are not confined to typical Japanese language instruction and interpretation, but include fulfilling roles as a bridge between children and guardians and schools, making efforts to promote smooth understanding between them, as well as connecting children with problems and their guardians to special organizations outside the school. However, the study also makes clear how their fulfillment of these roles is not uniform and is contingent on the individual AJT's ability, experience, and desire.